

盗撮はイタズラではありません。

生徒の
みなさんへ

盗撮は犯罪です!

規定に違反した者は、6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する (北海道迷惑行為防止条例違反)

17歳の高校生を逮捕

17歳男子高校生が映画館の女子トイレの個室に侵入し、携帯電話を差し入れ盗撮しようとした疑いで逮捕

(迷惑行為防止条例違反・建造物侵入容疑)

カメラを設置し逮捕

コンビニエンスストアのトイレにカメラを設置し盗撮した疑いで逮捕

(迷惑行為防止条例違反・建造物侵入容疑)

未成年を逮捕

19歳少年が商業ビルのエスカレーターで、スマートフォンを女性のスカートの下に差し入れ、下着などを盗撮できる状態にした疑いで逮捕

(迷惑行為防止条例違反)

現行犯逮捕

駅のホームでスニーカーに小型カメラを取り付けて女性の背後に立ち、スカートの下に足を差し入れて盗撮しようとした疑いで逮捕

(迷惑行為防止条例違反)



北海道迷惑行為防止条例

(平成29年5月1日改正施行)

● 公共の場所・乗り物に該当しないところでの盗撮行為の禁止

(例) 会社事務所、**学校**、タクシー等にいる女性のスカート内を撮影する行為

● 浴場・便所・更衣室のほか、住居その他衣服を着けない状態での盗撮行為の禁止

(例) アパートの敷地に忍び込みカーテンの隙間から着替え中の女性を撮影する行為

● 盗撮目的で写真機等を向ける行為の禁止

(例) 地下鉄で向かい側に座った女性のスカート内にカメラを差し向ける行為

● 盗撮目的で写真機等を設置する行為の禁止

(例) トイレの個室にカメラ等を設置する行為

平成29年5月1日から
盗撮等の卑わいな行為の
規制が強化されました



他人の写真を勝手に撮り、インターネット上に公開することは、肖像権やプライバシーの権利を侵すことになります。また、盗撮ではなくても、友達が写っている写真を勝手にインターネット上に公開することもマナー違反であるほか、第三者による写真の悪用や犯罪被害に遭うなどの危険も高まります。